

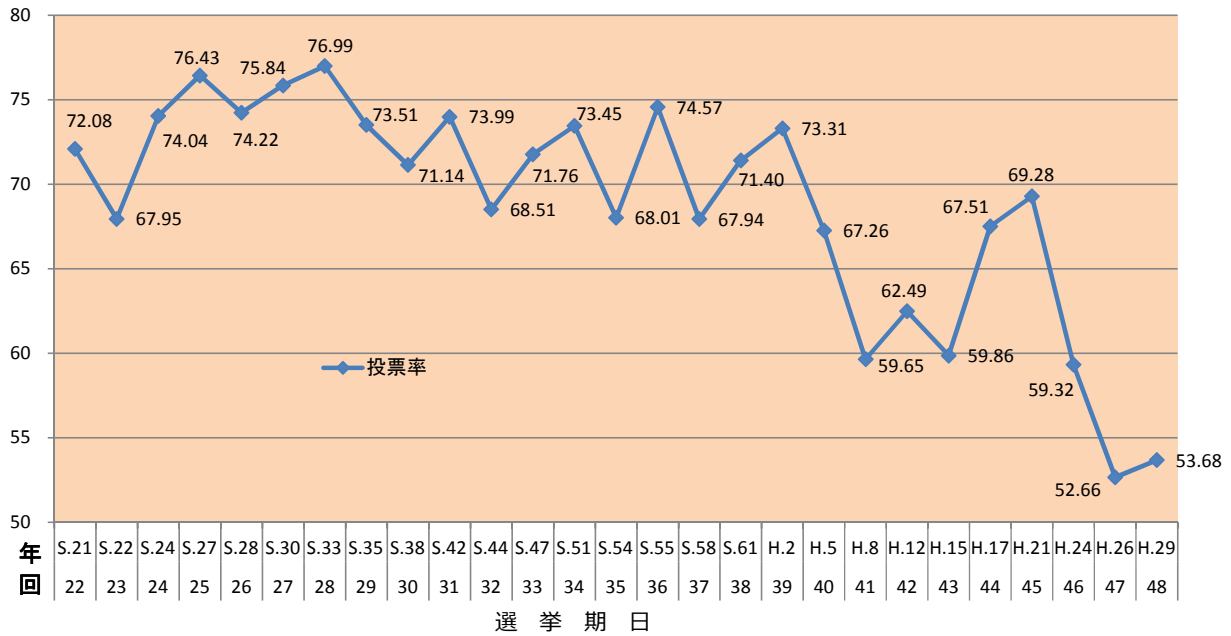
総務省の発表によると、2019年の参議院議員選挙（選挙区）の投票率は48.80%であり、過去最低だった1995年参院選の44.52%に次ぐ低さでした。18歳と19歳をあわせた投票率は31.33%（抽出調査による速報値）であり、全体の投票率をさらに下回りました。参考のため、近年の日本の国政選挙における投票率の推移を図1に示します。

これに対し、オーストラリアの連邦議会議員選挙は毎回90%を超える投票率（投票者／選挙人名簿登録者）となっています。この高い投票率を生む一つの要因は、その独特な選挙制度にあります。投票を法的な義務として強制する義務（強制）投票制（**compulsory voting**）がそれです。この制度の歴史は古く、1915年にクイーンズランド州の州議会選挙にはじめて導入され、1924年には連邦議会選挙に導入されました。以後、今日に至るまで高い投票率が維持されています。

現在、オーストラリアの義務投票制はおおむね次のようなものとなっています。18才以上のすべての国民は、2つの法的な義務を負います。まず第1に、選挙人名簿への登録が義務づけられています。日本とは異なり、居住する選挙区に選挙人であることを自ら届け出なければ投票できないこととなっています（2019年5月の連邦議会選挙における登録率は96.8%）。第2に、投票は選挙人の義務とされ、正当かつ十分な理由なくして連邦議会選挙の投票に行かなかった場合、20豪ドル（約1500円）の罰金が科されます。他方、期日前投票の他、投票所に行きづらい理由（病気や障害、遠距離である等）のある選挙人のための郵便投票など、投票の便宜をはかる措置も講じられています。

選挙人が投票しないことに対して罰則を設けるオーストラリアのような選挙制度について、あなたはどのように考えますか。単に賛成か、反対かを述べるだけでなく、十分な根拠をあげて評価してください。その上で、日本において投票率が低いという状況に対処する施策はいかにあるべきかを議論してください。

### % 衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



- 注1 昭和38年は、投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。
- 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- 注3 平成8年より、小選挙区比例代表並立制が導入された。
- 注4 平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
- 注5 平成17年より、期日前投票制度が導入された。
- 注6 平成29年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

### % 参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移



- 注1 昭和49年は、投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。
- 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
- 注3 昭和58年より、拘束名簿式比例代表制が導入された。
- 注4 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
- 注5 平成13年に、比例代表制が非拘束名簿式に変更された。
- 注6 平成16年より、期日前投票制度が導入された。
- 注7 平成28年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。